記入例

請求日 2027 年 12 月 12 日

（宛先）那覇市長

施設等利用費請求書（償還払い用）

私立幼稚園（新制度移行園除く）の施設等利用費

【　令和９年１０月～令和９　年１１月分請求用】

償還払いを請求する月を記載

私は、子ども・子育て支援法第３０条の１１第１項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。
なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1．申請者と認定子どもが、那覇市内に居住していることを那覇市が住民基本台帳で確認すること。

2．実際に利用していることを那覇市が対象施設に確認すること。

3．利用料の支払い状況を那覇市が対象施設に確認すること。

4．課税状況を那覇市が確認すること。

1．施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ	ナハ　タロウ	認定子どもとの続柄	父	生年月日	H2　年　4　月　9　日
氏　　名	那覇　太郎			現住	〒900-8585 那覇市泉崎1-1-1

事前に送付した那覇市子どものための施設等利用給付認定通知書に記載の「認定番号」を記入

2．認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

認定種別（法第30条の4）	☐ 第1号 ☑ 第2号 ☐ 第3号	認定番号	123456789
生年月日	R　4　年　10　月　21　日	フリガナ	
請求期間中の住所			
☐ 現住所のとおり　☐ 転入した　☑ 転出した			
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入	R　9　年　11　月　15　日		

請求する期間中の住所についてチェックし、転入又は転出の場合は、転入日又は転出日を下記項目に記載する。

3．在籍する幼稚園等について記入

フリガナ	コドモヨウチエン	所在地（市外の場合のみ記入）	〒
幼稚園等名称	こども幼稚園		電話：
契約している利用料（何れかにレを記入し金額を記入）※1	☑ 月額　25,000 円　☐ 日額　　円　☐ 時間　　円		
請求期間中の在籍状況	☐ 期間中在籍　☐ 途中入園した　☑ 途中退園した		
上記で、途中入園または途中退園に該当した場合はその年月日を記入	R　9　年　11　月　12　日		

那覇市外の幼稚園の場合は所在地を記載する。

※1 利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期等）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の☐にレを記入し、算定した月額相当分を記入して下さい。

4．償還払いの振込先を記入して下さい(※2)

初回請求時及び振込先口座に変更がある場合に記入し、
通帳の写し（通帳表紙とフリガナ・支店名のある頁の写し）を添付。

金融機関名		預金種目	☑ 普通　☐ 当座
琉球	銀行・信用金庫・農協・信用組合	口座番号	7 8 9 0 1 2 3
泉崎	支店・出張所	口座名義（カタカナ）	ナハ　タロウ

初回請求時及び振込先口座に変更がある場合に「通帳の写し（通帳表紙・フリガナ・支店名のあるページの写し）」の提出が必要

※2 申請者と口座名義が異なる振込先

5．施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

今年度分の入園料を支払った場合に記入(a) ※3	入園年月日(R9 年 4 月 1 日) 入園料(30,000 円)				
利用年月日	今年度分の支払った入園料の月額換算額 (b=a/12) ※3 ※4	支払った月額利用料 (保育料) (ｃ) ※3 ※5	支払額合計 (d=b+c)	月額上限額 (ｅ) ※6	請求額 (dとeを比較して小さい方)
令和9年 10月	3,750 円	25,000 円	28,750 円	28,000 円	28,000 円
令和9年 11月	3,750 円	25,000 円	28,750 円	12,600 円	12,600 円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円

今年度分の支払った入園料の月額換算額（b）

当該年度４月～翌３月まで在籍している場合： 入園料 ÷ 12

途中入退園の場合は、当該年度の月数で除す：

記入例の場合）入園日R9.4.1・退園日R9.11.12 （在籍月数：八月）

30,000円÷8月≒3,750円

（小数点以下の端数がある場合は切り捨て)

支払った月額利用料（保育料）（ｃ）：月額の保育料を記入

月額上限額（e）

記入例の場合）R9.11月は途中退園（R9.11.12退園）のため

28,000円×9日（退所日までの平日の日数）÷20日（その月の平日の日数）

＝12,600円

※3 上
る

※4 途
て

※5 利
保

※6 月の途中で利用終了する場合は、月額上限額×退所日までの平日の日数÷その月の平日の日数、月途中で利用開始する場合は、月額上限額×入所日以降の平日の日数÷その月の平日の日数として下さい。
（月額上限額：28,000円 ただし令和8年9月分までは25,700円）

※7 施設等利用給付を受ける権利の時効は、領収証に記載された該当月の翌月から起算して２年間となります。
例）令和8年10月分は、令和10年10月まで請求可。